

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
モザンビーク	食糧援助に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	500,000千円 H15.3.31まで	H14.4.23 マプトで (同日)	日本側 名井良三在モザンビーク臨時代理大使 モザンビーク側 フランセス・ザイトリア・ザエリョ・ロドリゲス外務・協力副大臣	H17.4.1 167号
モザンビーク	ザンベジヤ州地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	ザンベジヤ州地下水開発計画を実施するために必要な 1. 井戸の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の管理指導に必要な役務の供与	428,000千円 H15.3.31まで	H14.7.24 マプトで (同日)	日本側 野瀬芳宏在モザンビーク大使 モザンビーク側 レオナルド・サントス・シヤオン外務・協力副大臣	H16.1.19 13号
モザンビーク	シヨクエ灌漑システム改修計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	シヨクエ灌漑システムの改修及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	885,000千円 H15.3.31まで	H14.8.21 マプトで (同日)	日本側 野瀬芳宏在モザンビーク大使 モザンビーク側 フランセス・ザイトリア・ザエリョ・ロドリゲス外務・協力副大臣	H16.8.18 478号
モザンビーク	モザンビーク共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	モザンビークの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むモザンビークの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	500,000千円 H16.3.31まで	H14.8.21 マプトで (同日)	日本側 野瀬芳宏在モザンビーク大使 モザンビーク側 フランセス・ザイトリア・ザエリョ・ロドリゲス外務・協力副大臣	H16.8.18 479号
モザンビーク	食糧援助に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	500,000千円 H16.3.31まで	H15.6.23 マプトで (同日)	日本側 津嶋冠治在モザンビーク大使 モザンビーク側 フランセス・ザイトリア・ザエリョ・ロドリゲス外務・協力副大臣	H16.8.26 330号
モザンビーク	モザンビーク共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	モザンビークの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むモザンビークの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	1,000,000千円 -----	H15.11.21 マプトで (同日)	日本側 津嶋冠治在モザンビーク大使 モザンビーク側 フランセス・ザイトリア・ザエリョ・ロドリゲス外務・協力副大臣	H16.9.17 614号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

モザンビークとの無償資金協力取極一覧